

改革の意義に係る主な検討の視点

主な視点	留意点
<p>1. 民間非営利活動の促進</p> <p>民間非営利活動の現状評価</p> <p>歴史的・社会的視点</p> <p>今後の社会・経済における民間非営利活動の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたり、地域を基盤としたコミュニティの役割が低下しつつある中、個人の意識の上で、自ら社会の構築に参加し、自発的に活動していこうとの傾向がみられるのではないか。 ・ 民間非営利活動には公益的活動や共益的活動など多様な活動が含まれているといった指摘や、非営利活動の実態が見えにくく、一般の人々によく認識されていないとの指摘。 ・ いわゆる福祉国家化等を背景に、政府の役割が拡大してきたが、今後、官民の役割分担を見直す観点から、活力にあふれた民間部門と簡素で効率的な政府が求められている中、公共的・公益的なサービスの供給については、政府部門がすべて対応するのではなく、民間部門も適切に役割分担し、その際、民間非営利部門は、政府部門や民間営利部門では十分に対応できない領域を、新たな協働関係の構築も視野に入れつつ、担うことが求められているとの見方についてどう考えるか。 ・ 明治の民法制定以来の、何が公益であるかについては国家が判断するという考え方（いわゆる「公益国家独占主義」）を脱却し、民間の多様な自発的団体も、様々な非営利活動を行う中で公益を担っていくことが求められているとの見方についてどう評価するか。 ・ 今後の社会・経済システムにおいて、新たな非営利法人制度を創設することにより、民間団体による非営利の自発的・自立的な活動を積極的に位置付けることは、21世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で重要ではないか。

主な視点	留意点
<p data-bbox="237 807 770 874">一般的な非営利法人制度創設との関係</p> <p data-bbox="237 1294 770 1361">新たな非営利法人における公益性との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 264 2069 368">・ 民間非営利活動は、職場や家庭とは異なる多様な活動の場の提供等を通じて、個人の多様なライフスタイルに応じた自己実現の機会を増進する観点から有意義ではないか。 <li data-bbox="824 400 2069 504">・ 民間の自発的団体による多様な非営利活動は、行政部門や民間営利部門では満たすことが困難な社会的ニーズに、柔軟かつ機動的に対応することが可能ではないか。 <li data-bbox="824 536 2069 608">・ 「民でできることは民で」といった観点から、民間非営利活動の促進は、「効率的で小さな政府」の実現にも資するのではないか。 <li data-bbox="824 639 2069 783">・ 他方、民間非営利活動については、一般の人々の信頼を得るためには、その活動の透明性を高めるとともに、その活動に社会的な公正が求められるとの指摘についてどう考えるか。その際、活動の主体が、公益性を有する法人か、一般的な非営利法人か、という点に留意すべき。 <li data-bbox="824 815 2069 871">・ 「非営利」ということをもって法人格を与えるという新たな非営利法人制度を創設する理念や積極的意義をどう考えるか。 <li data-bbox="824 903 2069 1007">・ 非営利活動を行う主体としての非営利法人には、公益的な法人、共益的な法人、効率的に財産関係をコントロールする法技術としての法人など、多様な性格の法人が含まれることをどのように考えるか。 <li data-bbox="824 1038 2069 1174">・ 非営利団体であれば、公益性の有無を問わず、準則主義により法人格が与えられることについてどのように評価するか。さらに、営利団体・非営利団体を問わず、準則主義により広く法人格が与えられることとなることをどのように評価するか。 <li data-bbox="824 1206 2069 1262">・ 非営利法人が準則主義により簡単に法人格を取得することにより、社会的な混乱や悪影響が生じるのではないかと指摘をどう考えるか。 <li data-bbox="824 1294 2069 1366">・ 民間非営利活動の中で、公益的な活動を他と区別して取扱うことが適切か。また、その際の理念や基本的考え方は何か。

主な視点	留意点
<p>2 . 公益法人制度の諸問題への対処</p> <p>現行公益法人制度の評価と問題</p> <p>見直しの視点</p> <p>一般的な非営利法人制度創設との関係</p> <p>新たな非営利法人における公益性との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の公益法人は、民間の非営利活動を担う代表的主体として歴史的に一定の大きな役割を果たしてきている。 ・ 一方、現行の公益法人制度については、主務官庁の自由裁量による許可主義の下、法人設立が簡便でないこと、事業分野毎の主務官庁による指導監督が煩雑であること、ディスクロージャーが徹底されていないこと、公益性の判断基準が不明確であること、公益性を失った法人が公益法人として存続し、優遇措置を受け続けること、といった指摘。 ・ 時代の変化に対応した国民による非営利活動の妨げになってきたとの指摘。 ・ 法人設立の簡便性、法人の自律性、情報開示による透明性、公益性判断の客観性を確保し、法人格の取得と公益性の判断を分離することにより、現行公益法人を巡る諸問題に対処すべきではないか。 ・ 法人の設立を簡易にするとともに、行政の関与を最小化し法人のガバナンスを強化しつつ、活動の自由を確保する等により、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるべきではないか。 ・ 法人格の取得と公益性の判断を分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設。 ・ 新たな非営利法人のうち、公益性を有する法人をどのように取り扱うことが適当か。その際、民間非営利活動の促進、行政の関与の最小化による活動の自由の確保といった要請との調和をどのように図るのか。 ・ 新たな非営利法人制度の下では、現行の主務官庁制による各行政分野を所管する立場からの公益の捉え方を離れることにより、公益性を取扱うにはどのような考え方によるべきか。

主な視点	留意点
	<ul style="list-style-type: none">・ 現行の主務官庁制の下、公益法人の指導監督基準等により公益法人の適正化が図られてきたが、こうした指導監督基準等に示されている公益性についての考え方をどのように評価するか。